

第十二回国会 運輸委員會會議錄 第十号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)

午後二時三十二分開議

出席委員

委員長代理 理事岡田五郎君

理事 藤君

稻田 直道君

岡村利右衛門君

黒澤富次郎君

木下 榮君

江崎 一治君

石野 久男君

出席國務大臣

運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

運輸事務官(鉄道監 督)岡田有造部長

委員外の出席者

日本国有鉄 道職員局長 若孫子 豊君

十一月十三日

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

同月九日

四国獨逸鉄道全通促進の請願(川端 佳夫君紹介)(第八六〇号)

自動車運送事業免許制度廃止反対に 関する請願(川野芳滿君紹介)(第八 六一号)

同外二件(塚田十一郎君紹介)(第 九一二号)

日の影、高森間鉄道敷設促進の請願 (淵通義君紹介)(第九一〇号)

川南駅移転に関する請願(淵通義君 外一名紹介)(第九一一号)

同月十日

本渡、瀬戸間運河開さくの請願(原

田雪松君紹介)(第九六〇号)

下呂、飯田間鉄道敷設の請願(岡村 利右衛門君紹介)(第九六一号)

三河島、南千住間に三の輪橋敷設 の請願(野村孝太郎君紹介)(第九 六二号)

御徒町駅南口乗降場開設の請願(野 村孝太郎君紹介)(第九六三号)

金田一駅改築等に関する請願(山本 猛夫君紹介)(第九六四号)

金田一、久慈間鉄道敷設の請願(山 本猛夫君紹介)(第九六五号)

自動車運送事業免許制度廃止反対に 関する請願(亘四郎君紹介)(第九 六六号)

同(風間啓吉君紹介)(第九六七号)

同(西村直己君紹介)(第九六八号)

同(大森玉木君紹介)(第九六九号)

菓子に対する貨物運賃等級引下げの 請願(江崎直澄君紹介)(第一〇一 四号)

矢作町に停車場設置の請願(千賀康 治君紹介)(第一〇一五号)

魚沼線全通促進の請願(田中角榮君 紹介)(第一〇一六号)

只見線全通促進の請願(田中角榮君 紹介)(第一〇一七号)

通山駅設置の請願(二階堂進君外一 名紹介)(第一〇一八号)

美深、枝幸間鉄道敷設の請願(佐々 木秀世君紹介)(第一〇一九号)

白根線復活促進の請願(岡谷光衛君 紹介)(第一〇二〇号)

愛国、帯広間に乗降場設置の請願

(高倉定助君紹介)(第一〇二二号)

長崎海洋気象台に観測船配置に關す る請願(田口長治郎君紹介)(第一 〇二三号)

同月十二日

岩船港修築に関する請願(渡邊良夫 君外一名紹介)(第一〇五五号)

佐川、高岡間に国營自動車運輸開始 の請願(長野長庚君紹介)(第一〇 八一号)

松前より江差を経て瀬棚に至る間に 鉄道敷設の請願(山崎岩男君紹介) (第一〇八二号)

久慈港修築工事促進の請願(山本猛 夫君紹介)(第一〇八三号)

自動車運送事業免許制度廃止反対に 関する請願(關内正一君紹介)(第 一〇八四号)

同(平井義一君紹介)(第一一三七 号)

新小岩、金町間の貨物専用線に乘客 輸送併用に關する請願(中島守利君 外一名紹介)(第一〇八五号)

木材に対する貨物運賃軽減の請願 (内藤隆君紹介)(第一一三六号)

瀬川港修築工事促進の請願(川村善 八郎君紹介)(第一一三八号)

旧糸田駅復活等の請願(平井義一君 紹介)(第一一三九号)

江差瀬川線鉄道敷設促進の請願(川 村善八郎君紹介)(第一一四〇号)

同月十三日

御前崎間鉄道敷設の請願(神 田博君外一名紹介)(第一一七五号)

日本海の浮流漂雷対策確立に關する

請願(渡邊良夫君紹介)(第一一七 六号)

津屋崎に燈台設置の請願(守島伍郎 君紹介)(第一一七七号)

我孫子、成田及び千葉、成田間電化 促進の請願外三件(竹尾式君紹介) (第一一七八号)

京阪地上線延長工事を地下線に変更 の請願(高木吉之助君紹介)(第一 一二七号)

中央線中野駅拡張に関する請願(黒 澤富次郎君紹介)(第一一二八号)

生機線敷設促進の請願(小澤佐重喜 君紹介)(第一一二九号)

磐城東線及び水郡線に二等客車連結 の請願(大内一郎君紹介)(第一二 三〇号)

福岡県下の国鉄電化促進の請願(平 井義一君紹介)(第一二三一号)

我孫子、成田及び千葉、成田間電化 促進の請願外八件(竹尾式君紹介) (第一二三二号)

舞鶴港に特別救難司令所設置の請願 (大石ヨシエ君紹介)(第一二六四 号)

八王子に鉄道管理局設置の請願 (栗山長次郎君紹介)(第一二六五 号)

同(並木芳雄君紹介)(第一二 六六号)

木材に対する貨物運賃軽減の請願 (内藤友明君紹介)(第一二六七号)

の審査を本委員会に付託された。

十月十八日

モーターボート競走地指定に關する 陳情書(京都府與謝郡宮津町長徳田 富治外四名)(第二八号)

十一月八日

阪神四国連絡路実施に関する陳情書 (兵庫縣知事岸田幸男外一名)(第 六〇八号)

観光事業審議会建議事項の早期実施 に関する陳情書(兵庫縣知事岸田幸 雄外一名)(第六〇九号)

同月十二日

海上犯罪の絶滅に關する陳情書(東 京都議會議長菊池民一)(第六九八 号)

鉄道貨物運賃引上げ反対に關する陳 情書外二件(東京都千代田区丸の内 二丁目東京ビル全國漁村経済協会鍋 島龍道外二名)(第六九九号)

自動車運送事業免許制度廃止反対に關 する陳情書(長崎市夫婦町長崎県貨 物自動車運送事業者代表富永伊之丞 外十九名)(第七〇〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案(内閣提出第三四号)

○岡田(五)委員長代理 これより會議 を開きます。

委員長不在でありますので、私が委 員長の職務を行います。

日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案を議題といたします。まず政府よ り提案理由の説明を求めます。山崎運 輸大臣。

日本国有鉄道法の一部を改正する 法律案

日本国有鉄道法の一部を改正す

る法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條第二項を次のように改める。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に達し、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

第三十條第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。

6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○山崎國壽大臣 ただいま提案になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

今般政府におきまして、行政事務の刷新をはかり、国民負担の軽減に資することといたし、人員整理を実施することになったのであります。その際同時に、従来長期欠勤者の取扱ひにおいて欠くところのあつたのを改め、これを定員外とし、一定の年限内は、所定の給與を受けさせることとしたのであります。

国有鉄道は公共企業体として、その性格は一般行政官庁とはおのずから異なるものがありますが、この際一般公務員の人員整理にならつて、企業合理化を進めることといたしました。つきましては長期欠勤者の取扱ひは、これを一般公務員に対する改正と同様に実施人員より除外して、療養に専念せしめることといたしたいと存する次第であります。この法律案はこのような趣旨をもつて提案いたしましたわけでありすが、その内容の概略を申し上げますと、次のようになります。

従来休職の期間は一年、給與は本俸の三分の一ということとなつておりましたが、今回の改正案で、休職の期間は、公傷による場合を除いて三年、給與は、公傷の場合はその全額、それ以外で結核の場合は二年間だけ、結核以外の場合は一年間だけ、本俸、扶養手当及び勤務地手当の八割を支給する等に改めることといたしました。

以上簡単に申し上げますが、法案を提出いたしました理由とその内容のあらましについて、これを御説明いたします。次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○岡田（五）委員長代理 これより質疑に入ります。石野久男君。

○石野委員 ただいま提案理由の説明を承りましたが、全般としてこの法案改正の趣旨は了とされるのですが、二、三の説明に關連してお尋ねをしたいのでございます。

の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○山崎國壽大臣 ただいま提案になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

今般政府におきまして、行政事務の刷新をはかり、国民負担の軽減に資することといたし、人員整理を実施することになったのであります。その際同時に、従来長期欠勤者の取扱ひにおいて欠くところのあつたのを改め、これを定員外とし、一定の年限内は、所定の給與を受けさせることとしたのであります。

国有鉄道は公共企業体として、その性格は一般行政官庁とはおのずから異なるものがありますが、この際一般公務員の人員整理にならつて、企業合理化を進めることといたしました。つきましては長期欠勤者の取扱ひは、これを一般公務員に対する改正と同様に実施人員より除外して、療養に専念せしめることといたしたいと存する次第であります。この法律案はこのような趣旨をもつて提案いたしましたわけでありすが、その内容の概略を申し上げますと、次のようになります。

従来休職の期間は一年、給與は本俸の三分の一ということとなつておりましたが、今回の改正案で、休職の期間は、公傷による場合を除いて三年、給與は、公傷の場合はその全額、それ以外で結核の場合は二年間だけ、結核以外の場合は一年間だけ、本俸、扶養手当及び勤務地手当の八割を支給する等に改めることといたしました。

以上簡単に申し上げますが、法案を提出いたしました理由とその内容のあらましについて、これを御説明いたします。次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○岡田（五）委員長代理 これより質疑に入ります。石野久男君。

○石野委員 ただいま提案理由の説明を承りましたが、全般としてこの法案改正の趣旨は了とされるのですが、二、三の説明に關連してお尋ねをしたいのでございます。

まず今回の人員整理と長期欠勤者の關係がどのようになるか、それからこの法案を施行される以前において、それがどのような關係に置かれておるかという点について、詳細な説明をお願いいたします。

○石井（昭）政府委員 今般の整理人員は、先般御説明申し上げたかと思ひますが、昭和二十六年の三月末現在人員四十七万三千四百六十二人に対しして、二万六千五百四十三人という人数に相なっております。しかしながらこの二万六千五百四十三人のうちには、すでに四月から九月までの間に退職した者四千三百三十一人がございまして、結局九月以降に整理の対象になる人員は二万二千何がしになるわけでありまして、今般改正法案でもつて御了承いただきましたならば、この休職という措置にいたします予定の長期欠勤者が、約一万三千五百二十一人たいたいのところとございまして、従つて実際に人員削減の数は、約九千人足らずということになるだらうと思ひます。それからただいままでどういふ扱いをしていただかというお話であります。もちろん公傷の場合とそれ以外の場合と異なるわけですが、公傷の場合においては、療養を續けている間給與も全額支給していただいております。それ以外の場合については、必ずしも一定の基準はございせん。従つて状況によつては退職という取扱ひをいたしたこともございまして、ある場合には定員のうちでもつて休養をいたさせている場合もございまして、そういう場合は他の職員が病氣の人にかわつて、労働の負担を負うというかつこうになつておるわけでありまして、過剰人員でもあります。ときには、そういうやり方が、最近のように過剰人員もなく、かつ一層能率的な人員配置をして参るということになりますと、どうしても定員からはずすという措置をとらなければ、他の職員との労働負担の均衡を得ないことになると思ひます。ただいままではそういう便宜な扱いをしていた場合もございまして、これはもちろん病状の見通しによつて、ごく短期間で回復するという場合は、そういうふうにいたしておつたわけでございます。それ以外はやはり休職ということになりますと、一年でもつて満期になりますと、その間中は本俸の三分の一しか給與を受けられない、こういうこととでございます。

○石野委員 ただいまの説明によりまして、この改正法律案によつて給與を受ける長欠者というものは、今予定されておる行政整理の一応の跡始末をした後の者に適用されるということになつて、今日の長欠者は、一応行政整理の対象になる率が多いというふうに考えられるわけですか。

○石井（昭）政府委員 理論的に申し上げますと、あるいは石野委員のおつしやつたことに相なるかとも思ひますが、實際上の取扱ひとただいま申し上げました人員の計算などについては、むしろ逆に、ただいま長期欠勤をしておられる方を休職制度に当てはめたい、それで人員がなお超過する者だけが整理の対象になる、こういう考え方でございます。

○石野委員 そのところでもちよつとわかりにくい点があるのですけれども、とにかく一度くどいようですが、現在長欠になつておる諸君は、この法案の規定によつて取扱ひを受け、そうしてその取扱ひを受けない者の中から整理が行われるというわけですか。

○石井（昭）政府委員 大体おつしやる通りであります。整理が行われるというお言葉が、多少気になるのでございまして、結局整理が行われるか、行われなかつたかというところは、得な言葉で申しますれば、出血があるかどうかというところに相なるかと思ひます。それによつて、それは現在長期欠勤をしておる者を対象にいたさないというところに相なるのでございまして、ただ現在長期欠勤をしておられて、この制度によつて休職の措置をとられた残りの人員が、不

幸にして予定しているところの定員よりも多ければ、整理が行われるわけでございます。それがその定員の中にはまれば、いわゆる実際上の出血はないということになるわけでございます。

○石野委員 大体趣旨は了解できるのでございますが、そういう場合に、大体系の整理の数はどのくらいになりますか。

○石井(昭)政府委員 先ほど申し上げましたように、一応現在の長欠の一万人の方々が、全部この休職制度の処置をとりますと、定員外という計算になります。また今度予定いたしました約九千人くらいの方が、全部私は整理の対象になるとは思えないのでございます。と申しますのは、鉄道業務はたくさん人間を抱えておりますので、不幸にして死亡される方も毎月必ずあるわけでございますし、それからまた、これは比較的若い職員でございますが、他産業等へ転職をみずから希望する人もないではないのでござい

ます。その他自然減耗と申しますか、それが大体半年の間にはやはり七、八千の数はあるのが普通でございます。ただ今回のような退職によつて、手当上相当有利な扱いをされるということになりますと、一応現在のところは自発的な退職というものは、この手当がきまるまでは申出がないのであります。しかし退職金の法案その他が国会の承認をいたして本々になれば、その面からも自発的な退職という方も相当あり得ると思ふ。そういったと、この九千人がはたして何人ほんとうに整理を行ふべき数として残るかというところは、見通しの問題にかかつて来るわけでありまして、率直に申

しますれば、あまりたくさんの方にならないのではないかと考えます。

○石野委員 改正法案の中の二、三の点についてお尋ねいたします。法律案の二、六、七、このいずれの項にも、たとえば二の項には、「三年をこえない範囲内において」ということがありますが、それから六のところに、「その休職の期間が満二年に達するまでは、七のところに、「休職の期間が満一年に達するまでは」というふうな規定に、これらの期限を越えた場合のことが全然ここではわからないように思うのですが、それはどういうような処置がなされることになるのでありましようか。

○石井(昭)政府委員 同じ事由でも休職が継続いたしております場合は、休職期間は三年までの範囲内において総裁がきめるわけでございますが、総裁がきめると申しますことは、事実問題といたしましては、その局長とかあるいは課長とか所長とか、上長がきめることではないかと思うのであります。それは病状のいかんによつておそれる決定すると思ふのであります。それがかりに三年といたしますと、給與の支給期間は二年に相なつております。従つて残る一年間は無給で身分が継続する、こういうかっこうになるかと思ひます。

○石野委員 二のところに「総裁が定める」ということが書かれてある。この総裁がきめるというところは、ただいま三年を越えない範囲内においてというこの範囲を、総裁が再延長するといふよりなとり方のできるものでありますか。

○石井(昭)政府委員 三年以内を再延長という意味の解釈であります。一応休職の命令を一年間にいたしたい。ところが病気が一年間でなおらなかつた場合に、さらに二年間休職を延長して、合計三年というところは考えられると思うのであります。三年たつてみてなおらなかつたから、また三年というよりな意味合いではないと思ひます。

○石野委員 法文の解釈によりますと、総裁がきめるといふことのとり方は、今石井部長からお話がありましたが、今石井部長からお話をきいて、たよりなことは、法文のどこではつきりそのように規定することに書かれておるのですか。

○石井(昭)政府委員 私が申し上げましたのは、この改正法案の二項の「三年をこえない範囲内」これはもちろん前に書いてございまして公傷の場合は別でございまして、それ以外の場合は「三年をこえない範囲内」において、休養を要する程度に達し、総裁が定める」というこの字句の解釈といたしましては、そういう意味だと申し上げたわけでございます。

○石野委員 今の総裁がきめるといふことについては、私まだ疑義が残るのですね。それと、それはあとにしまして、第八のところに「職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合において」とある。この場合の「休職にされた場合」というのは、「休職にされた場合」ということは、これは刑事事件の場合でございまして、確定してからというふうなことに読まれるわけでございますか。それとも審理中とか何とかいうものは、全然別個のものだと思ひますか。

○石井(昭)政府委員 第三十條の第一項第二号は、「刑事事件に關し起訴された場合」となつておるのでございまして。従ひまして有罪と確定したときは、おの／＼その刑の輕重によりまして、退職あるいはその他の措置がとられるわけだと思ふのであります。休職はつまり有罪が無罪が確定するまでの処置であります。但し起訴にならな

○石野委員 私人勉強でちよつとわからないのですが、もし第一項第二号によつて休職にされた場合、その判決が無罪であつたというやうな場合には、その間たとへば百分の六十以内を支給されて、あと四十というものは、この項によつて非常に不当な削減をされておるわけですが、それを保護するといふやうな規定は何かはかあるの

○石井(昭)政府委員 休職といふのは、ただいまのところは三分の一、これが今度は六割といふふうになるのでございまして。これは考えようでございますが、その給與は、いわゆる業務をいたしたことに對する報酬といふものではないのであります。一応身分は継続しておりますが、休職にされた場合には、當然職務からははずされるわけでございます。職務に従事しておらないのでございまして、従つて百パーセントの報酬を要求するだけの理由があるかどうかという点は、これは別個の問題ではなからうかと思ふのであります。ただいまのところは、その間の差額といふものを、お説のように補償す

が、その点はどうですか。

○石井(昭)政府委員 この第三十條の第一項第二号は、「刑事事件に關し起訴された場合」となつておるのでございまして。従ひまして有罪と確定したときは、おの／＼その刑の輕重によりまして、退職あるいはその他の措置がとられるわけだと思ふのであります。休職はつまり有罪が無罪が確定するまでの処置であります。但し起訴にならな

るといふやうな法文はございせん。

○石野委員 ただいまの八の第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、確かにそれは職務についていないから、それに対する報酬としての給與をとれないといふことは、一応りくつはわかるのです。しかし刑の確定が全然逆にならぬといふやうなこ

○石井(昭)政府委員 刑事補償一般の問題としては、御承知のように国家補償法がございまして。従ひましてこの国家補償法に該当する場合は、國家に對して補償を請求し得ると思ふのであります。お説のやうな、行政官庁あるいは國鉄——これは行政官庁ではございせんが、これに準ずるやうな職務についておられます者が、不幸にして冤罪のためにそりやうなことになるやうな

○石野委員 休職といふのは、ただいまのところは三分の一、これが今度は六割といふふうになるのでございまして。これは考えようでございますが、その給與は、いわゆる業務をいたしたことに對する報酬といふものではないのであります。一応身分は継続しておりますが、休職にされた場合には、當然職務からははずされるわけでございます。職務に従事しておらないのでございまして、従つて百パーセントの報酬を要求するだけの理由があるかどうかという点は、これは別個の問題ではなからうかと思ふのであります。ただいまのところは、その間の差額といふものを、お説のように補償す

○石井(昭)政府委員 休職といふのは、ただいまのところは三分の一、これが今度は六割といふふうになるのでございまして。これは考えようでございますが、その給與は、いわゆる業務をいたしたことに對する報酬といふものではないのであります。一応身分は継続しておりますが、休職にされた場合には、當然職務からははずされるわけでございます。職務に従事しておらないのでございまして、従つて百パーセントの報酬を要求するだけの理由があるかどうかという点は、これは別個の問題ではなからうかと思ふのであります。ただいまのところは、その間の差額といふものを、お説のように補償す

○石野委員 休職といふのは、ただいまのところは三分の一、これが今度は六割といふふうになるのでございまして。これは考えようでございますが、その給與は、いわゆる業務をいたしたことに對する報酬といふものではないのであります。一応身分は継続しておりますが、休職にされた場合には、當然職務からははずされるわけでございます。職務に従事しておらないのでございまして、従つて百パーセントの報酬を要求するだけの理由があるかどうかという点は、これは別個の問題ではなからうかと思ふのであります。ただいまのところは、その間の差額といふものを、お説のように補償す

ように公労法の第八條で、休職の條件の基準などは団体の交渉の対象になつておりますから、一応やはり団体交渉によつて、客観的な標準というものができると思ふのであります。それに基いて任命権者なり總裁から委任を受けました発令権者が、その期間で発令することになると思ふのであります。一方的に、非常に恣意的に期間を削られるというものはあり得ないのではないかと、このことを申し落しましたので、御了承願います。

○原(昭)委員 先ほどの石野委員の質問に対する御答弁についてちよつと疑義がありますので、明快にお示しいただきたいと思ふので、整理の対象が二万六千五百四十三人に対して、自然退職が四千三百一十一人、残るのが二万二千二百三十二人に対して長期欠勤者が一万三千五百二十一、それと、残り八千五百人の整理については、自然減耗というのか、死亡、転職その他を充てるといふことになるかと、当局のお考えは、当初から自然減耗を見越さず、残りの八千五百人を整理されるというお考えがあるのか、心構えはどういうお考えでられるかを承りたい。

○石井(昭)政府委員 九月末で見ますと、約九千人弱の整理人員になつておるわけであり、当然三月末までには自然減耗があり得るし、また自発的退職者も相当出て参ると思ひます。従いましてその結果を待つて、予定の定員よりも人員がなおオーバーするといふ場合のみ、いわゆる実質的な整理をやる、こういうふうに考えております。

○原(昭)委員 何も私は根本的には整理を促進しているという意味ではないのですが、今の御答弁を承りますと、予算上は整理をせぬという結論になると思ふのですが、いかがでございますか。

○石井(昭)政府委員 予算上はもうすでに整理されておるのでございます。その整理に對しまして実人員をいかに合せるかというやり方について、御答弁申し上げたと思ふのでございます。どうも原委員に御了解いただけないで、まことに残念でございますが、予算的にはすでに落してあるわけであり、国鉄は行政官庁と異なりまして、定員法の適用はないのでございます。いわゆる定員法上の定員はない、結局予算的に定員を定めておるわけであり、その予算の定員は今おつしやるように四千三百一十一人、年度当初に比べて落してあるわけであり、従つて率直に申せば、もし定員法がここにありといたしますれば、定員法の定員に對してすでに現在人員がオーバーしておるということになるわけであり、す。ですから定員法の定員に合うまで人員を減らして参る、こういうことになると思ひます。

○原(昭)委員 私は決してその整理を促進しておるわけではないのであります。が、そうすると長期欠勤者の一万三千五百二十一人と整理の中に入れるということになる、実際上は運輸省の予算面から見れば、長期欠勤者に対してもこの法律によりますと、それ、三年間なら二年間給與を出しておるので、つまり予算上は整理しない項目だけをかけたという形になります、こういうふうな解釈によりますか。

○石井(昭)政府委員 国鉄の予算につきましては、かねて御説明申し上げましたように、毎年度一定の率を人員にかけまして、大体五割でありましたが、それだけの圧縮をやつて参つたわけであり、二十六年度におきましても予算的にそういう措置を講じておるわけであり、従いましてすでにこの行政整理の話がある前、国鉄は実質上同じ整理を行つておるということ、主張いたしまして、政府及び行政官庁でもその趣旨を了として、今回のような措置の決定になつたのであります。従いましてすでに実際上行つておる人員整理の一環として認めていたのだと申し上げるの、適當ではないかと考えております。

○岡田(五)委員 代理 何かほかに御質問はございませんか。——それでは私から一言御質問申し上げたいのですが、この改正法案の第五項の該當者の場合には、給與の全額を支給するといふことになつておる、この給與の内容につきまして、この機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。第六項によりますと、俸給、扶養手当及び勤務地手当の合計額の百分の八十といふことになつておる、さういふ問題に對します給與の全額、さういふことになり、特別の勤務地手当とか寒冷地手当とか炭炭手当その他の手当も含まれるのか、さうに考えられるのでありますが、さういふように解釈してよいのかどうか、政府の御説明をお願いするのであります。

○石井(昭)政府委員 委員長のお言葉の通り、これはこの次の六なり七なりの給與とは内容を異にいたしております。

○石井(昭)政府委員 公労法の第八條の第二項に団体交渉の対象とできるといふ項目がございますが、五号に「懲戒規則並びに昇職、降職、転職、免職、休職及び先任権の基準に関する規則」といふものがございます。この休職の基準と申しますか、一般的な方針については、たとえばさういふ程度の病氣に對してはこの程度の期間といふような趣旨のものは、団体交渉の対

して、一応すべての手当も入るわけであり、しかし現実問題として勤務をいたしておらないのでありますから、たとえば超過勤務手当のように、一定の勤務時間を過ぎた勤務に對して與えられる手当とか、あるいは、作業時間に對して與えられる手当とかいふようなものは、作業をいささないから入り得ないのであります。実質問題としては入つて来ない、しかし建前としてはそのほかの手当、石炭手当、寒冷地手当も当然入るわけであり、それでは、給與の全額といふ中へ含んでおるものと解釈していいですか、どうですか。

○石井(昭)政府委員 お言葉の通りと存じます。

○岡田(五)委員 代理 もう一つ御質問を申し上げますが、改正案第二項に休職期間三年を越えない範囲において總裁が定める云々といふのですが、これは總裁が労働組合と団体交渉のような形でおきめるのか、それとも總裁が経営者の立場で單獨におきめるのか、その辺のところを政府はどういうふうにお考えになつておりますか。

○石井(昭)政府委員 公労法の第八條の第二項に団体交渉の対象とできるといふ項目がございますが、五号に「懲戒規則並びに昇職、降職、転職、免職、休職及び先任権の基準に関する規則」といふものがございます。この休職の基準と申しますか、一般的な方針については、たとえばさういふ程度の病氣に對してはこの程度の期間といふような趣旨のものは、団体交渉の対

象としてきめてしかるべきだと思ひます。しかしながら個々の休職の発令にあたりまして、その基準のどれに該當するかの認定は、管理者側の一方的な行為で定められて、それに対して苦情処理その他の手続が行われることは当然と思ひますが、一応一方的に発令されると考えております。

○江崎(一)委員 この法律案の提案理由の説明、並びに石野委員その他の委員の御質問によつて、大体了承したのでありますけれども、二、三御質問を申し上げたいと思ひます。第五項に「職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり」云々とありますが、この公務上の負傷といふものは、きわめて明らかに判定ができるのでありますけれども、疾病といふことになり、非常にその判定がむづかしいことになると思ひます。もちろんこれは専門医の意見を聞くことになるのであり、ましようが、その判定はだれがすることになるのですか。

○石井(昭)政府委員 御説の通り疾病の場合は、職務に基くものであるかどうかといふ点は、非常に疑問の起るところであり、この点は国鉄といふたしましては、長い間の経験事例もございまして、ただいまのところではさういふ客観的な基準ができておらず、それに基づいて処理いたしておる次第でございます。

○江崎(一)委員 長い間の経験でさういふことがわかつておるようによつて、やいまして、それについて具体的な基準がおりになつたらお示しを願ひたいと思ひます。

○石井(昭)政府委員 ただいま手元にございせんので、すぐお届けするよ

うにいたしたいと思ひます。

○江崎(一)委員 この疾病の種類でありませんが、まずこれは一つの例をとつて御質問いたしますと、胃腸病で休職になつた、ところが途中で結核性の病気に移行したというような場合は、休職期間の問題をどう取扱ひますか。

○石井(昭)政府委員 最初に胃腸病で休職にされた。後に結核性疾患が出たという場合は、第六号の方の結核性疾患という方の適用を当然されることになると思ひます。ただその人個人に対する休職期間は、三年という範囲で発令されるものと思ひます。

○江崎(一)委員 第二項の休職の期間は総裁が定めるとありますが、この総裁が定めた休職の期間に、疾病が始終しなかつた場合には、どういふ取扱ひになりますか。

○石井(昭)政府委員 不幸にして休職満期になりました場合においては、現在の規定では、当然に退職になるのでございますが、今度の場合は、あらためて日本国有鉄道法第二十九條によりまして、「心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合」この適用を受けて退職になることに相なると思ひます。

○江崎(一)委員 参考までに伺ひたいが日本人は非常にカリエスが多い。脊髄カリエスに対してどういふ判定を下されるか、ちよつと専門的になると思ひますけれども、わかつていたらお伺ひしたいと思ひます。

○石井(昭)政府委員 たいへん申訳ございせんが、そういう方面の専門家が参つておりませんので、お答えしにくいのでありますが、結核性のは結核として処置をしております。

○岡田(五)委員長代理 これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、討論の通告がございせんので、これを省略いたしまするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡田(五)委員長代理 異議なしと認め、さうに決定いたします。

これより日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○岡田(五)委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書につきましては、委員長に御一任を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会

〔参照〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第十二回国会
衆議院
運輸委員会
議録第九号
中正誤

頁
段
行
誤
正

二
三
一七
長瀬(昭)氏(松山市九号)を削除する

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所